

平成23年度版

農業制度資金のご案内



梨



白ねぎ



トマト



こねぎ



かぼす



椎茸



豊後牛



ピーマン



ハウスみかん



いちご



トルコキキョウ



バラ

低金利貸付

低金利でサポート

無利子貸付

新分野・新技術へのチャレンジや女性・若者農業者をサポート

信用保証制度

認定農業者は1,800万円(法人は、3,600万円)まで
無担保無保証でサポート(農業近代化資金など)

経営改善支援

融資面から経営の問題点の解決を関係機関でサポート

集落営農支援

融資面から地域の集落営農組織の活動をサポート

大分県農林水産部

主な貸付対象者一覧

- ①認定農業者：農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた個人及び法人
- ②認定就農者：就農計画を作成し知事の認定を受けた者であつて、経営開始後5年以内、かつ、認定後10年以内の者
- ③一般農業者：次の要件を全て満たす者
 - (ア)農業所得が総所得の過半、または農業粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)であること
 - (イ)主としてその農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者が居ること
 - (ウ)個人の農業者であつて60歳以上であるときは、その後継者が主として農業に従事すること
 - (エ)簿記記帳を行っていること
- ④家族経営協定を締結している者：①～③の家族経営の経営主以外の農業者で、次のことが明確になっている家族経営協定を締結している者
 - (ア)経営のうち一部の部門について主宰権があること
 - (イ)その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること
- ⑤集落営農組織：次の要件を全て満たす集落営農組織
 - (ア)定款・規約を有すること
 - (イ)一元的な経理を実施していること
 - (ウ)原則5年以内に法人化計画を有すること
 - (エ)農用地の利用集積の目標を設定していること(水田作、畑作に係る農業経営のみ)
 - (オ)主な従事者が市町村基本構想の目標農業所得額と同等以上の設定をしていること
- ⑥任意団体：①から④までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体
- ⑦エコファーマー：導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー
- ⑧農業参入法人：次の要件を全て満たす法人
 - (ア)原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人
 - (イ)経営開始後決算を2期終えていないもの

日本政策金融公庫 農林水産事業資金

償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいる場合などを特徴とする長期資金です。

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 認定農業者向け				
事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限(うち据置)
1) 農地等の改良、造成、取得 2) 農業用施設、農機具、運搬機具等の改良、造成、取得 3) 農産物の加工処理施設等の改良、造成、取得 4) 家畜・果樹の購入、育成 5) 経営の改善を図るのに必要な長期資金 6) 経営の改善を前提とした負債整理等(制度資金を除く)	①認定農業者	個人 1億5千万円(特認3億円) 法人 5億円(特認10億円) 6)については5分の1の額 融資率100%	0.75%~1.60%	以内 25(10)年

農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合など新しい分野にチャレンジするときに借りることができる無利子の資金です。

農業改良資金				
事業の内容	貸付限度額		償還期限(うち据置)	
1) 新たな農業部門の経営を始める場合 新規の作物・家畜を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合	農業者 5,000万円 法人等 15,000万円 ・認定農業者以外では必要な経費の額の8割に相当する額と上記の額のいずれか低い額になります。		以内 10(3)年 ・エコファーマーが借り入れる場合は、12(3)年 ・特定地域において借り入れる場合は、12(5)年	
2) 新たな加工の事業の経営を始める場合 自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合や、すでに加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工事業を開始する場合				
3) 農畜産物またはその加工品の新たな生産方式を導入する場合 新たな技術または取り組みで、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資する場合				
4) 農畜産物またはその加工品の新たな販売方式を導入する場合 従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合				
対象者貸付	①認定農業者 ⑤集落営農組織	②認定就農者 ⑥任意団体	③一般農業者 ⑦エコファーマー	④家族経営協定を締結している者

経営体育成強化資金 担い手農業者向け				
1) 農地等の改良、造成、取得 2) 農地、農機具に係る賃借料の一括払 3) 農業用施設、農機具、運搬機具等の改良、造成、取得 4) 家畜の購入、育成 5) 負債整理等(制度資金を含む)	①～④の農業を営む個人 ③一般農業者 法人 ⑤集落営農組織 ⑧農業参入法人	個人 1億5千万円 法人 5億円 農業参入法人 1億5千万円 5)については、 個人 1千万円(特認1,750万円、特定2,500万円) 法人 4千万円 または5年ないし10年以内に償還する制度資金の元利金の合計額	1.60%	25(3~10)年

農業近代化資金

農業経営の近代化を図るために借りることができる、身近で使い道の広い資金です。

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期間 (うち据置)	融資率
構築物造成・農機具等取得資金 (1号資金)	畜舎、果樹棚、農機具その他の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得に要する資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	15(7)年 ^{以内} 農機具のみの場合7(2)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
	上の事業内容のうち、復旧に必要な資金を除く	②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%	15(3)年 農機具のみの場合7(2)年	総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					
果樹等植栽育成資金 (2号資金)	果樹その他の永年性植物の植栽または育成に要する資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	15(7)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
	果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑または花木の植栽または育成に要する資金	②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%		総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					
家畜購入育成資金 (3号資金)	乳牛その他の家畜の購入または育成に要する資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	7(2)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
		②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%		総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					
小土地改良資金 (4号資金)	事業費1,800万円を超えない規模の農地または牧野の改良、造成または復旧に要する資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	15(7)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
	上の事業内容のうち、復旧に必要な資金を除く	②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%	15(3)年	総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					
長期運転資金 (5号資金)	農地の賃借権、農業機械・施設のリース料、研修費、品種転換資金、農業関係調査費、情報処理機材取得費、営業権・商標権取得、農業費等運転資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	15(7)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
	農業機械・施設のリース料	②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%	15(3)年	総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					
農村環境整備資金 (6号資金)	診療施設、老人福祉施設、水道施設、託児施設、研修集会施設等の改良、造成または取得に必要な資金	農業協同組合等	15億円	1.60%	20年	総事業費の80%以内
大臣特認資金 (7号資金)	給排水施設、特定農家住宅、水田利用内水面養殖施設の改良、造成または取得に必要な資金	①認定農業者 個人	1,800万円	0.75～1.35%	15(7)年	総事業費の100%以内
		①認定農業者 法人	3,600万円			
		⑤集落営農組織	2億円			
		②～④の農業を営む個人	1,800万円	1.60%	15(3)年	総事業費の80%以内
		①～④の個人(特認) ①認定農業者 法人 ③一般農業者 法人 ⑥任意団体	2億円			
⑧農業参入法人	1.5億円					

県独自の資金

県単独の資金で、主に他の制度資金の対象にならない資金です。

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
認定農業者育成 特別資金 (スーパーM資金)	一定要件を満たす貸付対象者に対する農業近代化資金の上乗せ利子補給	認定農業者の数が団体の構成員の過半数以上である団体	法人・任意団体 2億円	0.75~1.35%	7~15 (2~7)年 <small>以内</small>
農山漁村女性・若者活動支援資金	女性活動資金 1) 作業の環境整備等を行うのに必要な施設 2) 生産物を調理・加工・飲食営業する施設 3) 直売施設 4) 生活環境を整備するのに必要な施設	女性農林漁業者、その組織する団体	個人 200万円 団体 500万円	無利子	10(2)年
	若者育成資金 1) 農林漁業後継者が生産に係わるために必要な施設、機械等の取得、初度的運転経費 2) 農林漁業後継者が居住する住宅の新築・増改築 3) 農林漁業後継者の結婚準備のために必要な資金	農山漁村若者または、実質的な後継者(40歳以下) 1)については、振興局長が後継者と認めた就農後5年以内の者	個人 1) 2) 600万円 3) 150万円		
	グリーンツーリズム推進資金 1) 農家民泊や体験施設を整備するのに必要な資金 2) 研修・宣伝・イベント開催等の活動をするのに必要な資金	振興局長が認めた者	個人・団体 1) 500万円 2) 200万円		

その他の資金

その他にも短期運転資金や就農を支援する資金等さまざまな制度資金があります。

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
中山間地域 活性化資金 (中山間地域に限る)	1) 農林水産物の加工、販売事業のための施設 2) 農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設 3) 生活環境の改善に必要な施設	中山間地域で事業を行う農林漁業者 中山間地域で農林水産物を取扱う会社等	融資率 80%	0.75~2.10%	1) 2) 15(3)年 3) 25(8)年 <small>以内</small>
農業経営改善 促進資金 (新スーパーS資金)	経営改善計画の達成に必要な運転資金	①認定農業者	個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産、施設園芸は4倍)	1.50%	1年
就農支援資金	就農研修資金 1) 農業大学校等での研修に要する経費 2) 国内外の先進農家等での研修に要する経費 3) 農業改良普及指導員等の指導を受けながら行う在宅研修	②認定就農者	1) 月5万円 2) 月15万円 3) 200万円	無利子	青年 12(4)年 中高年 7(2)年
	就農準備資金 新規に就農する準備資金		200万円		12(5)年
共同利用 施設	1) 農産物の生産、流通、加工または販売に必要な共同利用施設の改良、造成、取得 2) 災害復旧	農協及び土地改良区等	融資率 80%	0.75~1.60%	20(3)年
農林漁業施設 資金	主務大臣 指定施設 1) 農舎、畜舎、堆肥舎、農産物処理加工施設 または農機具等の改良、造成、取得 2) 災害復旧 3) スーパーW資金 農産物の加工、販売に必要な施設の整備及び事業立ち上げに必要な資金	1) 2) ①~④の農業を営む個人、法人 3) アグリビジネス法人 (認定農業者の出資が過半数であり、推進会議の認定を受けた法人)	融資率 80% (特認90%) ただし環境保全の場合は個人 3,500万円(特認1億円) 法人 7,000万円(特認3億円)	0.75~1.60%	15(3)年
			融資率 80%	1.60%	10~15(3)年

負債整理関係資金

既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金(農業用施設、機械、肥料及び営農に必要な資材等の取得など)を借り受けたため発生した負債の借換えに必要な資金	①～④の農業を営む個人及び法人	営農負債の残高	1.60%	以内 一般 10(3)年 特認 15(3)年
経営体育成強化資金	営農負債の整理及び農業経営の再建上必要不可欠な経費	①～④の農業を営む個人及び法人	個人 1,000万円 法人 4,000万円	1.60%	25(3)年
	農業制度資金の円滑な支払いに必要な資金		5年ないし10年以内に償還する制度資金の元利金の合計額		
大家畜(養豚)特別支援資金	家畜負債の借換えに必要な資金	①～④の農業を営む個人及び法人	負債残高	1.00～1.20%	一般 15(3)年 特認残高 25(5)年

災害対応資金

災害等の被害を受けた農業者のための資金です。

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
大分県家畜伝染病緊急支援資金	家畜伝染病に対する防疫対策の影響により、安定的な収入の確保が困難となった畜産農家に対する無利子の短期運転資金	影響を受ける畜産農家	300万円	無利子	以内 数ヶ月 (その都度設定)
大分県特定災害対策緊急資金	市町村長の要望に応じ知事が以下に掲げる特定災害として指定した場合に発動される被害農林漁業者に対する低利子の施設復旧資金や長期運転資金 1) 台風、長雨、干ばつなどの天災被害 2) BSEや鳥インフルエンザなどによる経済的損失 ※対象となる制度資金は農業近代化資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金及び天災つなぎ資金です。	被害農林漁業者	(施設資金) 施設復旧関係各資金のそれぞれの限度額 (運転資金) 天災資金の限度額 (農林漁業セーフティネット資金は制度の限度額)	利子補給期間(6年以内(激甚災害の場合、7年以内)中の貸付利率は0～1.0%(天災つなぎ資金は1.0%～2.0%)それ以降の貸付利率は、1.15%～1.6%	(施設資金) 15(2～7)年 (運転資金) 10(2～3)年
農林漁業セーフティネット資金	1) 災害に伴う経営の再建費用 2) 法令に基づく処分等による経済的損失 3) 次に挙げる社会的、経済的環境の変化その他農業者の責めに帰さない事由により経営の維持安定に必要な資金 ・粗収益の減少や所得率の悪化 ・資材価格の高騰等による一時的な資金繰りの悪化 ・取引先金融機関の業務停止等 ・販売先や仕入先の倒産	①～④の農業を営む個人・法人、一定の要件を満たす集落営農組織	600万円 (一定の要件を満たす場合は年間経営費又は粗収益の ³ / ₁₂ のいずれか低い額)	0.75～0.95%	10(3)年
天災資金	天災融資法の適用地域で、被災後の再建に要する農機具、家畜資材、労賃等	被害農林漁業者、被害組合等	個人 200万円 (果樹500万円) 法人 2,000万円 (果樹2,500万円)	0～1.00%	4～7(3)年

信用保証制度がご活用いただけます

農協等から農業制度資金を借り入れる場合、大分県農業信用基金協会がその債務を保証する公的制度があります。一定の保証料をお支払いいただくことにより、一定の保証残高までは、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人なしで、債務保証を受けることができます。

保証料等の詳細は大分県農業信用基金協会、農協等窓口でご相談ください。

資金名	保証残高	
農業改良資金(転貸分)	認定農業者	個人 1,800万円
農業近代化資金		法人 3,600万円
日本政策金融公庫農林水産事業資金(転貸分)		
農業経営改善促進資金	その他担い手	個人 1,500万円
家畜飼料特別支援資金		法人 3,000万円
農業経営負担軽減支援資金※		
大家畜(養豚)特別支援資金※		
就農支援資金(就農施設等資金・転貸分)	認定就農者のみ	青年(15歳以上40歳未満) 3,700万円 中年(40歳以上65歳未満) 2,700万円
農山漁村女性・若者活動支援資金(農林のみ)	女性活動資金、若者育成資金の融資合計額	700万円

※部分保証の適用あり

こんなとき、こんな制度資金が利用できます。

資金の種類		日本政策金融公庫農林水産事業資金					
		（農 業 — 経 営 — パ ー — 基 盤 — 強 化 資 金 — 資 金）	農 業 改 良 資 金				経 営 体 育 成 強 化 資 金
			① 認 定 農 業 者	⑤ 集 落 営 農 組 織	⑦ エ コ フ ア ー マ ー	② ③ ④ ⑥ の 農 業 を 営 む 者	
取り組みたい 事業又は 資金を必要とする 理由	利子補給(助成)後の貸付利率	0.75~1.60	無利子				1.60
	償還期間(年) (うち据置期間)	25 (10)	12 (5)	12 (5)	12 (3)	10~12 (3~5)	25 (3~10)
土 地	農地等を取得したいとき	○					○
	農地等の賃借料を一括払いしたいとき	○	○	○	○	○	○
	農地の改良・造成をしたいとき	○	○	○	○	○	○
施 設 農 機 具	施設・機械を改良・造成・取得したいとき	○	○	○	○	○	○
	観光農業施設をつくりたいとき	○					
	農作物の加工処理・販売施設をつくりたいとき	○	○	○	○	○	○
	施設・機械の賃借料を一括払いしたいとき	○	○	○	○	○	○
家 作 作 肥	家畜の購入・育成をしたいとき	○	○	○	○	○	○
	果樹の新植・改植・育成をしたいとき	○	○	○	○	○	○
	茶・花木等の新植・改植・育成をしたいとき	○	○	○	○	○	○
	品種の転換をしたいとき	○	○	○			
	肥料・農薬等の運転資金を借りたいとき	○	○	○	○		○ ^{※2}
生 活 環 境	農家住宅を新築・増改築・取得したいとき						
	給排水施設を改良・整備・取得したいとき						
	生活環境の整備をしたいとき						
	農家民宿・体験施設の整備をしたいとき						
	グリーンツーリズム活動を行うとき						
	結婚費用が必要なとき						
担 い 手 育 成	農業に関する研修を受けたいとき	○	○	○	○	○	
	新規に農業を始めたいとき						
	農業後継者が施設整備を行うとき						
	経営管理のためパソコンを購入したいとき	○					
災 害	施設の災害復旧をしたいとき	○					
	経営資金が必要なとき						
	収入補填が必要なとき						
経 営 再 建	負債整理したいとき						○
	前向き投資とともに負債整理したいとき	○					○
そ の 他	法人経営に出資したいとき						○ ^{※2}
	補助事業の残額融資を受けたいとき	○	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○

(農業制度資金早見表)

農業近代化資金		農業経営負担軽減支援資金	災害対応資金		県独自の資金		その他の資金		
① 認定 農業 者	② ↳ ⑧の 農業 を営 む者		天 災 資 金	農 林 漁 業 セ ーフ ティ ー ネ ット 資 金	(認 定 農 業 者 育 成 特 別 資 金)	農 山 漁 村 女 性 ・ 若 者 活 動 支 援 資 金	中 山 間 地 域 活 性 化 資 金	(農 業 経 営 改 善 促 進 資 金)	就 農 支 援 資 金
0.75~1.35	1.60	1.60	0~1.00	0.75~0.95	0.75~1.35	無利子	0.75~2.10	1.50	無利子
7~15 (2~7)	7~15 (2~7)	10~15 (3)	4~7 (3)	10 (3)	7~15 (2~7)	10 (2)	15~25 (3~8)	1	7~12 (2~5)
○	○								
○	○								○
○	○				○				○
○	○				○		○		
○	○				○	○	○		○
○	○								
○	○				○			○	○
○	○				○			○	○
○	○				○			○	○
○	○ ^{※2}							○	
○	○ ^{※2}							○	○ ^{※3}
○	○					○			
○	○								
						○	○		
						○	○		
						○			
						○			
○	○ ^{※2}								○
									○
○	○					○			○
○	○ ^{※2}								
			○	○					
				○					
		○							
○	○ ^{※2}								
○	○				○				

※1 県市町村単独の補助事業に限る ※2 集落営農組織のみ ※3 初年度のみ

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)及び農業近代化資金の無利子化措置

(平成23年度)

ただし、国の予算に限りがあり、無利子化を希望される場合でも無利子とならないことがありますので、ご注意願います。また、国の補助事業に係る補助残融資は無利子となりません。

(1)具体的な内容	認定農業者が借り受ける農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)及び農業近代化資金を貸付から5年間に限り無利子とする措置
(2)対象者	認定農業者
(3)対象資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金(安定化長期資金を除く))、農業近代化資金
(4)無利子化措置の限度額	①農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 個人:1億円、法人:3億円 ②農業近代化資金 個人:1,800万円、法人:3,600万円(既借入額を含む) ※ただし上記①、②ともに500万円以下の小口融資は対象外

制度資金借入にあたって次の点にご注意下さい

①制度資金の併せ貸しはできません

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて利用することはできません。二つ以上の資金を併用する場合は、対象となる事業をきちんと区分する必要があります。

②償還期間

償還期間(据置期間)は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して、個別に設定されます。

③事前着工はできません

貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。

④法手が別に必要になります

法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請して下さい。(例:建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等)

⑤目的外使用はできません

貸付金は、計画した機械、施設等の支払い以外の用途に使用することはできません。

⑥農業機械導入時の注意事項

機械の利用面積は、特定高性能農業機械導入計画に基づいて下限面積が定められていますので、確認して下さい。

⑦計画変更

当初の計画(事業費、事業内容等)を変更する場合は、所定の手続きをとってください。但し、融資額の増額は認められません。

⑧経理状況

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別段貯金口座等を開設してください。また、支払いは、口座振替で行い、必ず領収書を受け取って償還終了まで保管しておいてください。

⑨事業完了

事業完了後において、実績事業費の減少により貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続きをしてください。

⑩経営状況報告

資金を借り入れた場合、5年間は、毎年の経営状況を融資機関に提出してください。

資金に関するお問い合わせ

大分県東部振興局	農山漁村振興部農政班	☎(0978)72-0409
大分県中部振興局	農山漁村振興部農政班	☎(097)506-5732
大分県南部振興局	農山漁村振興部農政・水田班	☎(0972)24-8645
大分県豊肥振興局	農山村振興部農政班	☎(0974)63-1172
大分県西部振興局	農山村振興部農政班	☎(0973)22-2585
大分県北部振興局	農山漁村振興部農政班	☎(0978)32-0622
大分県団体指導・金融課		☎(097)506-3613
(株)日本政策金融公庫 大分支店	農林水産事業	☎(097)532-8491
大分県信用農業協同組合連合会		☎(097)538-6401
大分県農業信用基金協会		☎(097)538-6457

このほかに、最寄りの市町村や次の取扱い金融機関にてご相談いただけます。

〔取扱金融機関〕

・各JA ・大分銀行 ・大分みらい信用金庫 ・大分信用金庫 ・大分県信用組合